

令和２年度軽米町農業労賃標準額表

令和２年度の農業労賃標準額を次のとおり設定しました

岩手県の最低賃金(令和元年 10 月 4 日改訂)は 790 円です。使用者は、最低賃金額以上の賃金を支払う必要があります。

農家のみなさんへ

「頼む人」「頼まれる人」お互いが標準額を守り、明るく豊かな農業経営ができるよう、皆様のご協力をお願いします。

- ◎この標準額は、「賄いなし」の賃金で、労働時間は１日（実働）８時間です。
- ◎午前、午後それぞれ１５分の休憩を設けるようにしてください。
- ◎この標準額は、令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの農作業に適用します。
- ◎条件によっては相互の話し合いにより決めてください。

《人力の部》 (単位:円)

作 業 区 分	単 位	標 準 額	超過時間給	備 考
水 田 作 業	１日	6,400	1,000	
畑 作 業	１日	6,400	1,000	葉タバコ作業含む
果 樹 剪 定 作 業	１日	8,500	1,330	剪定用具一式付
オペレーター賃金	１日	8,800	1,380	

- ※ 時間超過の場合は、１時間毎に超過時間給を支給してください。
- ※ この標準額は、普通の作業能力を標準としており、作業能力等に応じ加減できるものとします。

《機械の部》 (消費税を含む金額です) (単位:円)

作 業 区 分			単 位	標 準 額	備 考
水 田	耕 起	未整理田	10a	5,300	区画10a未満
		整 理 田		4,900	区画10a以上
	代 か き	未整理田	10a	5,900	〃
		整 理 田		5,400	〃
	田 植 機 (苗は別)	未整理田	10a (薬剤散布別)	5,600	〃
		整 理 田		5,300	〃
	コンバイン (雑穀類は除く)	未整理田	10a (ひも除き)	16,300	〃
		整 理 田		15,300	〃
	バインダー	未整理田	10a (ひも含み)	7,500	〃
		整 理 田		6,900	〃
畑 地	脱 穀		1時間	3,700	機械毎に別途協議
	ク ロ 塗 り		1m	43	
	耕 起		10a	4,600	
	プ ラ ウ		10a	5,000	
	雑 穀	播 種		10a	2,300
		刈 取 (汎用コンバイン)	あわ・きび	10a	15,800
			アマランサス	10a	26,300
			大豆・そば	10a	8,500
		乾 燥		30kg	630 あわ・きび
	コーンplanター		10a	2,300	施肥播種付
	コーンハーベスタ		10a	7,400	
	コーンワゴン		1日	16,800	

《機械の部》 (消費税を含む金額です) (単位:円)

作 業 区 分		単 位	標 準 額	備 考
牧	刈 取	10a	2,500	モアコンの場合は 1割増
	反 転	10a	1,200	
	集 草	10a	1,200	
	梱 包	1梱包	120	
草	ロールベラー 1梱包	直径	幅	牧草関係は1ヶ所 50a未満の場合は 1割増
		90cm	85cm	
		100cm	100cm	
	ラップマシン 1梱包・3回 ラップフィルム付	125cm	120cm	
		90cm	85cm	
		100cm	100cm	
		125cm	120cm	
共通	たい肥散布 (2t積載・積み含む)	10a	4,300 ～8,500	30a未満:4,300～8,500 30a以上:4,100
	遊休農地管理(燃料込)	10a	10,500	年2回以上耕起

※農業機械の運搬費・移動費及び消費税については、協議のうえ設定してください。

軽米町賃貸料情報資料（令和２年版）

～ 賃貸借契約の目安としてご利用ください ～

平成31年1月から令和元年12月までの一年間に締結(公告)された賃貸借における賃貸料の最低額(10a当たりの年額)は以下のとおりです。
なお、賃貸料には年によって変動があることをあらかじめご了承ください。

令和2年1月1日

軽米町農業委員会

◎軽米町の10a当たりの年額賃貸料 (H31.1.1～R1.12.31)

	最 低 額	データ数(筆数)
田の部	3,000円	40件
畑の部	1,600円	68件

※データ数は集計に用いた筆数です。

- ※ 農地の権利移動(所有権・賃借権・使用貸借権)及び農地以外の地目への転用は、農地法に基づき許可が必要です。
- ※ 農地法関係の許可申請の締め切りは、毎月10日です。(但し、閉庁日にあたる場合は、翌開庁日となります)

「全国農業新聞」で新しい知識と役立つ情報を！申し込みは農業委員会まで

老後の安心、農業者年金に加入しましょう。農業機械の安全運転を励行しましょう。